

第5次広島県障害者プラン 骨子案について

R5.7.13時点の案

1 趣旨

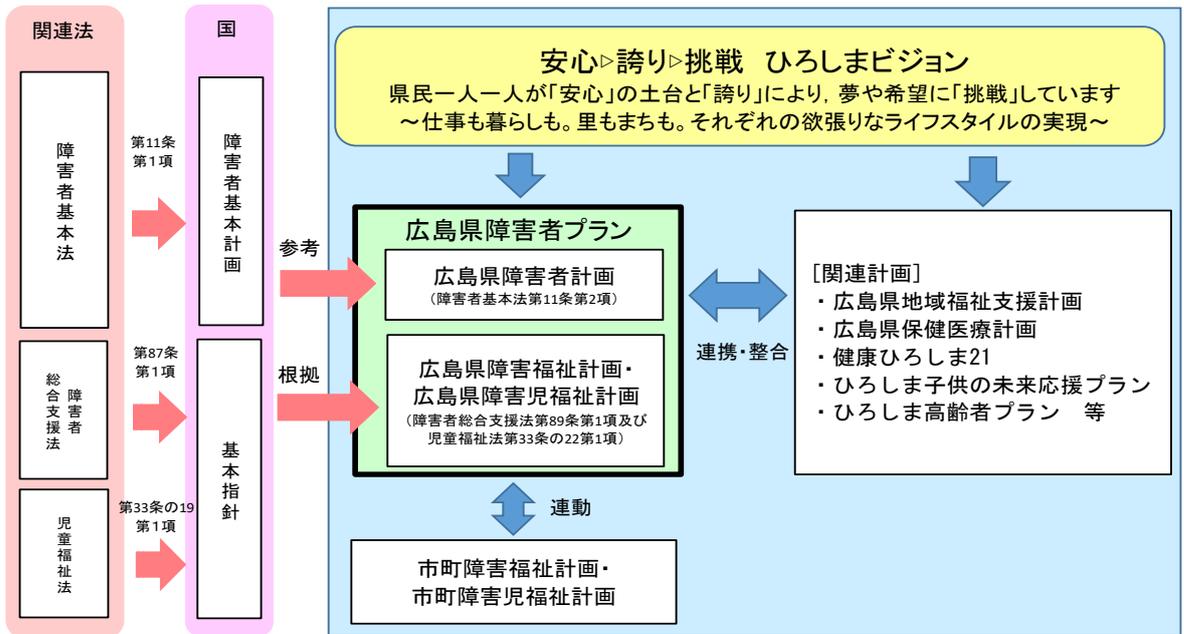
本県の障害者施策全般に関する基本計画である「第4次広島県障害者プラン」（平成31～令和5年度）が終期を迎えることから、次期計画（「第5次広島県障害者プラン」）を策定する。

2 第5次広島県障害者プランの位置付けと計画期間

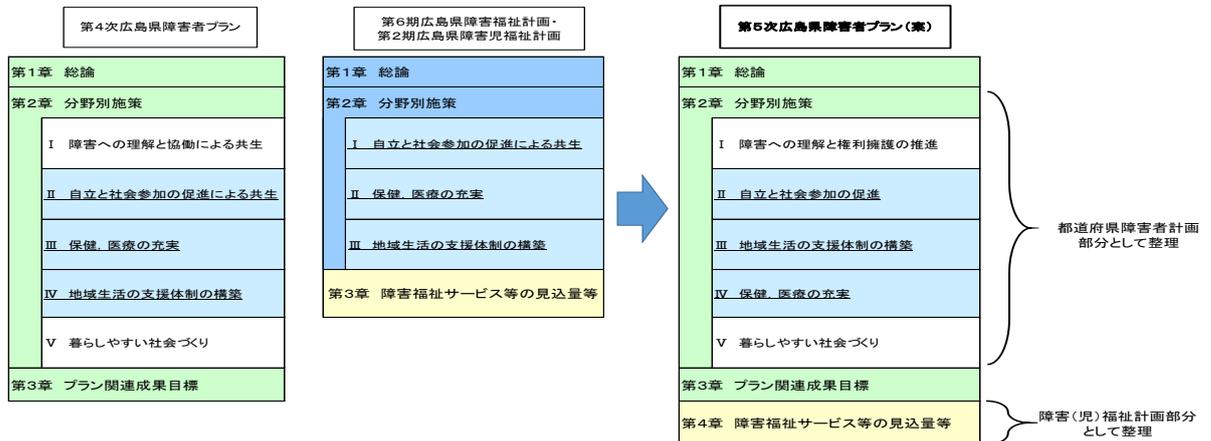
(1) 第5次広島県障害者プランの位置付け

- 第4次広島県障害者プラン（現行計画）は、障害者基本法第11条第2項に基づく「都道府県障害者計画」として策定している。
- 第5次広島県障害者プランについては、広島県障害福祉計画・広島県障害児福祉計画を統合し、障害者総合支援法第89条第1項に基づく「都道府県障害福祉計画」、児童福祉法第33条の22第1項に基づく「都道府県障害児福祉計画」及び障害者基本法第11条第2項に基づく「都道府県障害者計画」として策定する。

- ・都道府県障害者計画：障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とし、障害者のための基本的な計画を定めたもの
- ・都道府県障害（児）福祉計画：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保等の業務の円滑な実施に関する計画。



【計画統合後の施策体系】



(2) 計画期間

令和6年度～11年度（6年間）

※ 6年間で1期とするが、3年に1度の国の基本指針の改定に合わせ、必要に応じて見直しを行う。

【（参考）第5次広島県障害者プラン以降の計画策定スケジュール】

		計画期間					
国 計 画	障害者基本計画	R5～R9		R10～R14		R15～R19	
	基本指針	R6～R8	R9～R11	R12～R14	R15～R17	R18～	
県 計 画	広島県障害者プラン (都道府県障害者基本計画)	R6～R11 (第5次プラン)		R12～R17 (第6次プラン)		R18～	
	広島県障害福祉計画・ 広島県障害児福祉計画部分	R6～R8	見直し R9～R11	R12～R14	見直し R15～R17	R18～	

3 スケジュール

区分	令和5年							令和6年		
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討内容等	計画骨子案				素案			パブリック コメント	計画策定	
施策推進 協議会		●骨子案				●素案				●策定報告
自立支援 協議会		●骨子案				●素案				●策定報告
議会 (常任委員会)				●骨子案				●素案		

4 現行計画（第4次広島県障害者プラン）の振り返り

(1) 成果目標の進捗状況

現行計画の主な指標を抜粋。策定時に施策ごとに総括目標（青色で着色している指標）を設定。

施策区分		主な指標	基準値 (時点)	実績 (時点)	R5 目標値	達成 見込
【目指すべき姿①】 障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを大切に、認め支え合い、生きがいを持って暮らせる「共生社会」の実現						
I 障害への理解促進と権利擁護の推進による共生		障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがある人の割合	61.8% (H29)	67.0% (R2)	70.0%	○
		あいサポーター数	240,176人 (R元)	246,148人 (R4)	250,000人	△
		あいサポート運動企業・団体数	611企業・ 団体 (H29)	823企業・ 団体 (R4)	900企業・ 団体	△
II 自立と社会参加の促進による共生	教育	個別の教育支援計画作成率	幼：100% 小：98.3% 中：97.4% 高：96.4% (R3)	幼：100% 小：99.7% 中：99.6% 高：98.4% (R4)	幼：99.5% 小：97.5% 中：97.5% 高：99.5%	○
	雇用・就労の促進	障害者雇用義務を有する企業の雇用障害者実人数	8,594人 (H29)	11,154人 (R4)	10,200人	○
		障害者雇用義務を有する県内企業のうち雇用障害者の数が0人の企業割合	29.5% (H29)	29.7% (R4)	29.5% より減	△
		障害者就業・生活支援センターを通じた一般就労件数（1圏域当たり平均）	74件 (R元)	63件 (R4)	89件	×
	情報保障の強化	広島県聴覚障害者センターの利用者数	12,623人 (H29)	18,379人 (R4)	13,500人	○
	スポーツ、文化芸術活動の推進	障害者スポーツの指導者数	653人 (H29)	939人 (R4)	923人	○
		あいサポートアート展への来場者数	2,511人 (H28年)	2,367人 (R4)	3,400人	×
【目指すべき姿②】 障害の有無にかかわらず、誰もが身近な地域で安心して生活ができる環境を整えることによる県民生活の質（QOL）の向上						
III 保健、医療の充実		医療型短期入所事業所の定員数	43人 (H30)	58人 (R3)	88人	×
		重症心身障害児を対象に児童発達支援事業を行う事業所のある市町	7市 (H30)	13市町 (R3)	23市町	×
		重症心身障害児を対象に放課後等デイサービスを行う事業所のある市町	7市 (H30)	13市町 (R3)	23市町	×
IV 地域生活の支援体制の構築		福祉施設の入所者の地域生活への移行者数	159人 (H26～ 29)	91人 (R元～R 3)	144人	×
		地域生活支援拠点等（システム）の整備	5市 (R元)	18市町 (R4)	23市町	×
V 暮らしやすい社会づくり		全ての避難行動要支援者に係る個別計画の作成	3市町 (H30)	0市町 (R4)	23市町	×
		特定道路のバリアフリー化率	79.6% (H29)	90.2% (R4)	88.1%	○
		旅客施設のバリアフリー化率	78.7% (H28)	88.2% (R3)	100%	△
		旅客施設のうち、鉄軌道駅のバリアフリー化率	77.5% (H28)	87.3% (R3)	100%	△

(2) 現行計画における課題

施策ごとに振り返りを実施。(赤枠の部分が特に課題となっている部分。)

I 障害への理解促進と権利擁護の推進による共生	
【①障害に対する理解と虐待の防止】 ○ 障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがある人の割合は、令和2年度時点で67.0%となっている。40～50代では「手助けをしたことがある」人が7割を超えて高い数値である一方で、10代・30代は平均よりも低い傾向にある。 ○ 虐待事案の未然防止及び早期発見のため、虐待の通報義務の周知徹底や障害福祉サービス等事業所における体制整備を進める必要がある。	
II 自立と社会参加の促進による共生	
教育	【②特別な支援を必要とする幼児児童生徒への支援】 ○ 個別の指導計画等の作成率は向上しているが、特別な支援を必要とする幼児児童生徒全員には作成されておらず、活についても十分とはいえない状況にある。 ○ 認定こども園・保育所・幼稚園、小・中学校等、高等学校等の校種間の円滑な接続のために、個別の指導計画等を積極的に活用する必要がある。
雇用・就労の促進	【③雇用・就労の促進】 ○ 法定雇用率の引き上げに伴い、障害者の企業への就職が増加することが見込まれており、障害者の多様な就労ニーズを踏まえ、一般就労への移行の促進や、雇用の継続を図るためには、就労系障害福祉サービス事業所と雇用企業による支援の連携強化が必要であり、障害者就業・生活支援センターの役割がより一層重要となる。 ○ 就労継続支援事業所の工賃は年々増加傾向で推移しているが、令和3年度時点で目標工賃を上回る事業所は約4割に止まっており、事業所の経営力の向上への支援、共同受注の推進等により、引き続き工賃・賃金の向上に取り組む必要がある。
情報保障の強化	【④情報通信技術の活用促進】 ○ ICT技術の革新や、意思疎通支援に係る新たなニーズを踏まえ、障害者等のICT機器の利用機会の拡大や、活用方法の習得の支援、障害の特性に応じたICT指導者・支援者の養成等を一層推進する必要がある。
スポーツ、文化芸術活動の推進	【⑤パラスポーツの対象拡大】 ○ 体験会やホームページでの情報発信を行ってきたが、全県的な波及ができていない。また、パラスポーツに興味を持った障害者や障害者を支援する人たちに活動場所や活動機会に関する情報が十分に伝わっていないため、パラスポーツを「知る」「見る」きっかけをつくる必要がある。 ○ 全国優勝やパラリンピック出場など既に実績が出たアスリートへの支援は行っているが、パラスポーツに関心を持ち、これから強くなろうとする人への支援が不足している。 ○ 公共施設等での展示や開催を行ってきたが、WEBやSNS上での新たなコンテンツによる情報発信や文化芸術に触れる機会が不足している。
III 保健、医療の充実	
【⑥医療的ケア児への支援に必要な地域資源等の不足】 ○ 医療的ケア児等コーディネーター等の支援に必要な人材、医療的ケア児の家族がレスパイトとして利用する医療型短期入所事業所及び重症心身障害児を対象とした障害児通所支援事業所等、在宅の医療的ケア児とその家族を支援するための地域資源が不足するとともに、市町間で支援の内容に格差が生じている。	
IV 地域生活の支援体制の構築	
【⑦地域生活への移行体制の整備】 ○ 障害者の特性や状況等に合わせた移行先を検討するため、地域移行等のサービスに繋げる必要がある。 ○ 障害者の緊急時の受入体制や体験の機会・場の確保、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等については、令和4年度時点で18市町での運用に留まっており、全市町での整備に向け、引き続き支援を行う必要がある。	
V 暮らしやすい社会づくり	
【⑧避難行動要支援者の災害時の避難体制の整備】 ○ 避難行動要支援者に係る個別計画については市町が主体となって作成を進めることとなっており、地域の避難支援者(民生委員、自治会、自主防災組織等)への避難行動要支援者名簿の提供や個別避難計画の作成については、本人同意が得られない等の理由により進んでいないケースがある。 また、地域コミュニティの希薄化等により避難支援者の確保が難しい状況があり、こうした課題に対処するため、市町に向けた支援体制の整備が必要となる。	

5 考慮する社会情勢等

(1) 人口構造の変化と障害者の動向

高齢者人口が増加し、生産年齢人口が減少することが予測される中、県内の障害者手帳保持者数は増加傾向にあり、介護人材等の人材が不足することが見込まれる。

また、障害者及びその家族の高齢化に伴い、障害者が地域から孤立し、日常生活上の様々な課題を抱えていても支援が行き届かない恐れがある。

(2) 民間事業者による障害者への合理的配慮の提供の義務化

令和3年6月4日に障害者差別解消法の改正が行われ（施行日は令和6年4月1日）、民間事業者による障害者への合理的な配慮の提供が義務化された。

(3) 障害者の法定雇用率の引き上げ

障害者の法定雇用率については、令和8年7月1日には民間企業が2.7%、国・地方機関等が3.0%、都道府県等の教育委員会が2.9%へと段階的に引き上げられることとなっており、今後も引き上げられることが予測される。

(4) デジタル技術の進展

AI技術が進展し、障害者は自分に合った方法（音声、ジェスチャー、視線の動き等）を選択し、デジタル技術・サービスを利用することができるようになり、障害福祉サービス事業所等においても、介護ロボットの導入や事務負担軽減のためのICTの導入等が進んでいる。

また、ウェブ会議等のオンラインサービスの活用拡大やSNSの普及等により生活圏域に捉われない社会参加の新しいツールが拡大している。

(5) 災害・新興感染症への懸念

本県には、全国最多の土砂災害警戒区域があり、平成30年7月豪雨を始め、過去、幾度となく災害が発生している。

また、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とし、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に対する備えの重要性が認識された。

(6) 障害者及びその家族が安心して暮らせる環境の整備

- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行（令和4年5月25日施行）
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行（令和3年9月18日施行）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正

6 第5次広島県障害者プラン骨子案の概要

(1) 基本理念と目指す姿

【基本理念】

すべての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく、安心して暮らせる共生社会の実現

目指す姿

- ① 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々の権利が守られ、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」が実現しています。
- ② 障害者が自らの意思で社会参加の機会や場を選択し、教育や就労、スポーツ、文化芸術等の様々な機会を通じて、持てる能力を発揮し、生きがいを持って暮らせる社会が実現しています。
- ③ 障害者を地域で見守る体制が整い、障害の特性やライフステージに応じた質の高い障害福祉サービス等の支援を受けながら、自らが選ぶ場所で安心して暮らしています。
- ④ 障害の原因となる疾病等の予防や早期発見、専門的な治療が行える体制が構築され、全ての人が身近な地域において、良質で安定した医療等を受けられる環境が整っています。
- ⑤ 全ての人があらゆる場面で、生活への不安を感じることなく、安全に暮らせる社会が実現しています。

(2) 目指す姿の実現に当たり注力すべき事項

現行計画の振り返りや社会情勢等を踏まえ、次の点に注力する。

【障害者自らが社会参加の機会や支援を選択できる環境の整備】

障害に対する理解促進や多様な社会参加の機会の提供、ICTを活用した意思疎通支援等の取組を通じ、障害者のアクセシビリティを向上させる。

また、地域移行については、一律に進めるのではなく、障害者個々の実態に即した対応ができる環境を整え、障害者が自らに合った社会参加の機会や支援の場を選択できる体制を整備する。

【地域の障害者の支援体制の整備】

人口構造の変化により、障害者を支える人材が不足し、障害者やその家族が高齢化する中でも、県内の各地域が抱える課題や個々の障害者の状況の把握、関係機関の連携の強化等に取り組むことで、障害者を適切な支援に繋ぎ、障害者が孤立することのない体制を整備する。

(3) 施策体系と取組の方向性

現行計画の振り返りや社会情勢を踏まえ、施策ごと（「Ⅱ 自立と社会参加の促進」については、項目ごと）に取組の方向性を整理。

施策体系	取組の方向性
I 障害への理解促進と権利擁護の推進	①世代に応じた障害への理解促進と障害者虐待防止体制の強化 ○ 若い世代に対しては、学校等を通じた普及啓発、働く世代に対しては企業・団体を通じた普及啓発を行い、世代に応じた理解促進に向けた取組を実施する。 ○ 障害者虐待の未然防止及び早期発見のため、通報義務の周知徹底や障害福祉サービス等事業所等における虐待防止体制の強化に取り組む。
Ⅱ 自立と社会参加の促進	②個別の教育的ニーズに対応した特別支援教育の充実 障害のある幼児児童生徒の個別の教育的ニーズに対応するため、個別の指導計画等の作成とその活用を推進する。併せて、市町の特別支援教育の中核的な役割を担う人材の育成等を通じ、引き続き、支援体制の整備を図る。
	③障害者の希望や特性に応じた多様な就労機会の確保 ○ 障害者とその希望や特性に応じた働く機会や場を選択できるよう、雇用と福祉の地域の関係機関が密接に連携し、就労に向けた支援から就職後の定着支援までの包括的な就労支援体制を整備する。 ○ 一般就労が困難な障害者に対しては、引き続き、工賃向上に向けて就労継続支援事業所の販売力の向上に取り組む。
	④障害者の情報アクセシビリティ向上に向けた体制の整備 障害者が必要とする情報を十分に取得・利用し、積極的な社会参加が行えるよう、障害者やその支援者への研修を開催する等、障害者のICT利活用を支援する体制を整備するとともに、引き続き、意思疎通支援者の養成や派遣を実施し、障害者の情報格差を解消するための取組を促進する。
	⑤スポーツ・文化芸術活動を通じた多様性を認め合う機運の醸成 障害者のやりがいを見つけるきっかけやお互いを認め合う機運の醸成に繋がるよう、県民のパラスポーツへの関心を高めるため更なる事業の推進を図るとともに、文化芸術活動の新たな活動基盤を充実する。
Ⅲ 地域生活の支援体制の構築	⑥地域で障害者を支える体制の整備 ○ 障害者の孤立の防止や地域移行の促進等の障害者施策を推進するため、県内の各地域が抱えている課題や障害者個々の事例検討の内容を県で集約する体制を整備し、各地域の連携を強化する。また、質の高い人材養成や障害福祉サービス等で働く人材の処遇改善を通じ、質の高いサービスや人を確保する。 ○ 市町の基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、多様な利用者が共に利用できる「共生型サービス」への事業者の参入促進等の取組を通じ、障害者を地域で支える体制を整備する。
Ⅳ 保健、医療の充実	⑦医療的ケア児支援体制の整備 在宅で医療的ケア児を見守る家族等がレスパイトとして活用する医療型短期入所事業所の参入を促進するため、医療機関等への働きかけを行う。 また、医療的ケア児支援センター（令和5年度中に設置）において、医療的ケア児の支援を行う人材の育成や相談を実施するとともに、市町間で生じている支援内容の格差を解消し、医療的ケアが必要となる障害者やその家族に対する支援体制を強化する。
V 暮らしやすい社会づくり	⑧要配慮者に対応した暮らしづくり ○ 障害の特性や地域の実情等を踏まえた個別避難計画の作成に係る支援や、障害福祉サービス事業所等における業務継続計画の作成の促進等により、災害や新興感染症の発生時にも対応できる支援体制を整備する。 ○ 引き続き、公共的施設等のバリアフリー化に取り組み、誰もが安心して暮らせる社会づくりを推進する。

7 (参考) 前回計画との施策体系の比較

区分	第4次プラン施策体系	第5次プラン施策体系 (案)
「共生社会」 の実現	I 障害への理解促進と協働による共生 1 障害に対する理解の促進 2 あいサポートプロジェクトの推進 3 各種団体との協働の促進 4 権利擁護の推進	I 障害への理解促進と権利擁護の推進 1 障害に対する理解の促進 2 権利擁護の推進
	II 自立と社会参加の促進による共生 1 教育 2 雇用・就労の促進 3 情報の保障の強化 4 スポーツ、文化芸術活動の推進	II 自立と社会参加の促進 1 教育 2 雇用・就労の促進 3 情報の保障の強化 4 スポーツ、文化芸術活動の推進
障害児・者の生活の質(QOL)の向上	III 保健、医療の充実 1 保健・医療提供体制の充実 2 療育体制の充実 3 医療と福祉の連携 4 医療的ケア児支援体制の整備	III 地域生活の支援体制の構築 1 福祉サービス等の提供 2 サービスの質の向上 3 相談支援体制の構築 4 地域生活への移行支援
	IV 地域生活の支援体制の構築 1 福祉サービス等の提供 2 住まいの場の確保 3 相談支援体制の構築 4 サービスの質の向上	IV 保健、医療の充実 1 保健・医療提供体制の充実 2 療育体制の充実
	V 暮らしやすい社会づくり 1 バリアフリーの推進 2 防災対策の強化 3 防犯、交通安全等の推進 4 研究・開発の推進と普及 5 ユニバーサルデザインの推進	V 暮らしやすい社会づくり 1 福祉のまちづくりの総合的な推進 2 災害、感染症対策の強化 3 防犯、交通安全等の推進 4 NPO、ボランティアとの協働 5 福祉用具等の研究開発の推進と普及

※第5次プランについては、区分は廃止。